

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
鳥取県選挙管理委員会規程 <u>目次</u> 第1章 <u>組織（第1条－第5条）</u> 第2章 <u>会議（第6条－第9条）</u> 第3章 <u>委員長の職務権限（第10条－第12条）</u> 第4章 <u>事務局及び職員（第13条－第20条）</u> 第5章 <u>文書（第21条－第23条）</u>  <u>第18条 削除</u>  第5章 <u>文書</u>  <u>（公印）</u> 第22条 略  <u>（文書の取扱い）</u> 第23条 <u>委員会における現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関する事項については、知事の事務局の現用公文書の管理に関する定めによる。</u>	鳥取県選挙管理委員会規程        <u>（文書の取扱い）</u> 第18条 <u>委員会の文書の收受、審査及び施行等の処理に関しては、知事の事務局の例による。</u>   第5章 <u>公布式及び公印</u>   第22条 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。